柏木昇

平成17年7月2日

一.国際取引とソフト・ロー1

1.国際取引と国際慣習

国際取引の世界は、異文化との交流が大きな問題となる。そこでは、取引当 事者の宗教も、行動様式も、価値観も異なる者の間で取引を行うことになる。 また、当事者の属する国の歴史も、法体系も、経済体制も異なることがある。 したがって、比較的単一の文化で共価値観が比較的に共有される国内取引に 比べて、共通の慣習が生まれ難いことは当然である。しかし、逆説的である が、価値観や規範が世界で異なっているがゆえに、国際取引社会では、予測 可能性を高め取引の安定を図るため人為的に共通の基準を作成し、それに自 主的に従おうとする要求や動きが強くなってきた。そのために自然発生的な 慣習ではなく、積極的に規範を作り出す活動が盛んになっている。その共通 の規範を作り出す方法としては、ハード・ローに属する条約のほか、ソフト・ ローに属する国際機関や国際的私的団体が作成する規則、モデル・ロー、ガ イドライン、行動基準、標準書式などが沢山作られている。²

Filip De Ly は次のように述べている。「第二次世界大戦前はエドウアル・ ランベール(Édouard Lambert)そして戦後はレックス・メルカトーリスト 達は、(国際的)統一法は立法者や政府間のあるいは超国家的な機関や外交 会議だけによって作られるのではなく、ビジネスマンや業界団体によっても 作られる、と強力に主張した。しばしば、この現象は「自然発生的 (spontaneous)」統一」と呼ばれた。このことは、もし契約条項が業界組織 により押しつけられまたは業界で一般的に遵守されるようになりまたは業 界慣行あるいは慣習になれば、統一的行動様式あるいは統一法規範が市場の

² GATT から WTO 協定に移行したことを、国際通商法がソフト・ローから八ー ド・ローに移行したとする論者もいる。Frederick M. Abbott, SYMPOSIUM --PREVENTION AND SETTLEMENT OF ECONOMIC DISPUTES BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES: PART III: DISPUTE AVOIDANCE AND DISPUTE SETTLEMENT: INCOMPLETE RULE SYSTEMS, SYSTEM INCOMPATIBILITIES AND SUBOPTIMAL SOLUTIONS: CHANGING THE DYNAMIC OF DISPUTE SETTLEMENT AND AVOIDANCE IN TRADE RELATIONS BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES, 16 Ariz. J. Int'l & Comp. Law 185, at 195

¹ ソフト・ローの定義ははっきりしないが、大筋は Dinah Shelton, Foreword, Dinah Shelton ed., Commitment and Compliance, Oxford (2000)1 によっている。

力で生み出されたと言える、という思想を表している。この点において、確 かに統一の意思はなく、これらの規範は第一次的に、業界の利益と便宜の目 的から発達し、国際商取引に適用されるべき法的規範を統一しようという目 的から出たものではない。しかし、自然発生的に発達した規範の他に、多く の法域の内容の異なった法規範を統一するための人為的な努力の結果とし ても国際商取引社会に於いて生まれることがある。」³この人為的努力の一つ の方式が、ソフト・ローによる法規範の創造である。

- 2. ハード・ローとソフト・ローの選択
- 国際取引法に関する世界の法の統一の方法としてソフト・ローによる場合の 方法には以下のような例がある。
 - (i)国際機関あるいは民間団体が規則を制定し、それ準拠することを契約の中 に規定することによって規範の統一を図る。
 - (ii) 国際機関又は民間団体が標準契約書式又は標準約款を作り、それを利用 することによって規範の統一を図る。
 - (iii)国際機関あるいは民間団体がモデル・ロー、あるいはガイドラインを設 定し、それに関係者が任意に従うことを期待する場合。
 - (iv)国際機関あるいは民間団体がスタンダード(行動基準)を作成し、それ に関係者が任意に従うことを期待する場合(たとえば BIS 規制や ISO9000、国際会計基準など)がある。
- (2)ソフト・ローの形式の選択

なぜ、条約のようなハード・ローではなくソフト・ローに依存しようとす るか、という点に関しては、条約は合意を成立させ、それを多数の国に批准 させるという手続的なハードルが高いことが指摘できる。また、一旦成立し た条約は変更がされにくく、硬直化しやすいという面もある。それに対して、 ソフト・ローであれば、合意を成立させるにもその合意を作成する団体が共 通の利害を持っている構成員同士であれば、合意も成立させやすいというこ とができる。また、ソフト・ローを纏める団体は民間団体かぎりで可能であ る、という点も魅力である。さらに、ソフト・ローは拘束力がないだけに柔 軟性に富む、ということもできる。世界的な規範が生成発展過程にある場合 には、世界各国の合意を得られる最低ラインで条約を作成し、そこで規範を 固定化するよりも、ソフト・ローである国やそれを守ろうとする私人や民間 団体の努力目標として設定した方がより合目的である場合がある。

³ Filip De Ley, Uniform Commercial Law and International Self-Regulation, Franco Ferrari ed., The Unification of International Commercial Law, Nomos Verlagsgesellschaft (1998) 59 at60

にするか、ということについては明確な基準がない。総会での各国の意見に よる。各国が強い拘束を受けたくないという場合であれば、モデル・ローあ るいはガイド・ラインとなる。たとえば、可動物件の担保法の統一というこ とであれば各国にはすでに確立した担保法がある国が多いので、あまり拘束 されることは好まず、立法ガイドラインが選択されることになる。立法ガイ ドラインは、たとえば、UNCITRAL の PFI 立法ガイドラインでは「推奨 (recommendation)1. PFI プロジェクトの遂行に関する憲法、法律及び制度 的フレームワークは、透明性、公正性、およびプロジェクトの長期持続可能 性を確保すべき(should)である。基盤整備開発運営に民間セクターが参加す ることについての好ましくない規制は排除されるべきである。」という表現 になっている。モデル・ローは、そのまま法案として採用できる形式になっ ているが、そのまま採用されることは保証されず、大幅な変更を加えること が可能である。たとえば、国際倒産に関する UNCITRAL のモデル・ローに ついては、日本もこのモデル・ローに基づいて立法がなされた、ということ になっているが、条文の表現は大幅に変更されている。これは、日本が採用 したとされる UNCITRAL の仲裁モデル法と新仲裁法との関連についても同 じことが言える。条約であれば、これは条約の中に選択肢がないかぎり、そ のまま批准するかしないかのオプションしかなく、柔軟性に欠けることにな る。

3. レックス・メルカトーリア4

現代世界でも、中世のロード海法などのような国家法を離れて生成された 商人間の慣習法たるレックス・メルカトーリアが生まれている、という説が 根強く主張されている。しかし、そのレックス・メルカトーリアの内容の議 論となると、途端に茫漠とする。最低限では「契約は守られるべし」(Pacta sunt servanda.)という法諺がレックス・メルカトーリアの内容であるとす る説がある。また、イギリスのマスキル卿がまとめた 20 のルールがある。⁵ しかし、このような単純なルールではなんの紛争も解決できない。紛争は「契 約」が成立したのかどうか、成立したとすればその具体的内容はなんである か、契約でカバーされない問題をどう解決するか、不可抗力など例外的に契

⁴ 多喜寛、lex mercatoria に関する若干の問題、法学(東北大学)52 卷 5 号(1988) 814 頁、多喜寛、国際取引法における lex mercatoria の理論(一)、法学(東北 大学)50 卷 1 号(1986)41 頁,同(二)法学(東北大学)50 卷 2 号(1986)159 頁 ⁵ 澤田壽夫他編著、マテリアルズ国際取引法、(有斐閣 2004)12 頁、Thomas E. Carbonneau ed., Lex Mercatoria and Arbitration, Revised ed., Kluwer (1998), Klaus Peter Berger, The Creeping Codification of the Lex Mercatoria, Kluwer (1999)

約を守られなくともよいとされる場合はなにか、契約が守られなかったとき に相手方にどの様な救済が認められるべきであるか、を巡って問題となるの であり、このような問題は「契約は守られるべし」ということだけではなん の基準にもならない。したがって法規範としての実質的な意味はない。この ような具体的内容の希薄な規範をレックス・メルカトーリアと呼ぶかどうか はレックス・メルカトーリアの定義の問題である。また、ソフト・ローと呼 ぶにしても、ローとしての内容がないのでは議論にならないので、ここでは 研究の対象とはしない。

- 二.国際取引関係のソフト・ローの具体的例
- 1.貿易売買建設請負に関するソフト・ロー(決済・運送関係を除く)
 - a. 国際機関あるいは民間団体が作成した規則あるいは契約原則

(1)INCOTERMS 2000

International Chamber of Commerce が貿易条件を整理したものであ る。1953 年版までは、世界の慣習を調査した上で最大公約数的なルール にまとめていたが、その後、よりよい貿易条件に世界の貿易プラクティ スをリードしようとする姿勢が強くなり、そのため実務とかなり乖離し てきている面が多い。たとえば、従来貿易関係者が慣れ親しんだ C&F と呼ばれていた条件は CFR と言い換えることにしているが、実務はそ の切り替えについて行っていない。

また、最もよく利用されてきた FOB、CIF、C&F 条件は本船の欄干 をリスクの分岐点とするが、これは貿易のための海上運送のコンテナー 化により合理性を失ってしまった。そのため、最近のインコタームズで は、これらの代わりに港で運送人に貨物を引き渡したときにリスクが移 転する FCR、CIP、CPT という条件を作りだし、コンテナー運送を利用 する場合にはこれらを従来の FOB、CIF、C&F に代えて利用するよう に推奨している。その方が合理的であるが、貿易関係者の動きは鈍い。⁶ 現在はまだ FCR、CIP、CPT の条件が国際慣習であるとはとても言える 状態にはない。むしろ、最近のインコタームズは、よりよい慣習の形成 に実務を導く伝道師的な要素が入り込んできている。INCOTERMS の 中の細かなルールのなかで、世界中の貿易実務者の間で国際慣習として コンセンサスを得られるルールは極く基本的ルールに限られるのではな いか、と考えている。

⁶ この点について、小林晃、我国で使用されるトレード・タームズの研究、同文 館(1999)が詳しい。

- (2) UNIDROIT 国際商事契約原則
 - ヨーロッパやアメリカ、カナダ、日本の一流の学者がUNIDROITのイニ シアチブであらまほしき契約法原則をまとめたものである。⁷世界の契 約法のリステートメントという説明もされている。⁸内容はすばらしい が、ICC仲裁事件の一部がこれを利用して判断した例を除けば、実務で はあまり利用されてはおらず、したがって、国際取引に従事している企 業が拘束力を感じていないという点でソフト・ローと言えるかどうかも 疑問である。これは契約に関する lexmercatoria であるという学者もいる。 9
- (3)貿易条件

貿易条件に関して、改正アメリカ貿易定義(Revised American Foreign Trade Definitions, 1941) および CIF に関するワルソー・オックスフォード規則(1931)があるが、現在ではほとんど使われていない。したがって、ソフト・ローとは言えない。

- b. 売買と土木・建築に関する契約書式
 - (1)契約書式とソフト・ロー

契約書式もそれが一般的に利用されれば、それがその書式を利用する 人たちの集団では規範となるということは言えるだろう。たとえば、国 際海上保険では、保険証券の書式ではないが保険証券の約款として利用 される後述の Institute Cargo Clause¹⁰はロイズ保険証券フォームと共 に広く海上運送保険証券の約款として利用されており、海上保険業界で はこれに準拠することが当然となっているから、これは一種のソフト・ ローということができるであろう。世界の商人が利用する契約書式が統 一されれば、その商人の世界で適用される規範がかなり統一される。

(1) ロンドンにはいくつかの商品について、トレーダーの協会があり、そこ で標準書式を発表しているほか、独自の仲裁手続を規定している。これ

⁹ これにも M.J.Bonell は疑問を呈している。M.J.Bonell, supra note 6, at 4 ¹⁰ The Institute of London Underwriters 制定

 ⁷曽野和明他訳、UNIDROIT 国際商事契約原則、商事法務(2004)。同じようなもので、ヨーロッパを対象としたものに「ヨーロッパ契約法原則」がある。ミヒャエル・ヨヒアム・ボネル、曽野裕夫訳、「ユニドロワ国際商事契約原則」と「ヨーロッパ契約法原則」の関係について、ジュリスト 1131 号(1998)72 頁
 ⁸ M.J.Bonell は、UNIDROIT 国際商事契約原則をリステートメントと呼ぶことに懐疑的である。M.J.Bonell ed., A New Approach to International Commercial Contracts The UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts, Kluwer (1999) 5

らの協会に属しているトレーダー達は、電話等で次々と商品を転売して いるが、その取引の詳細は、たとえば「条件は GAFTA No. 100 の契 約書による」というように協会の標準書式を引用して行われている。こ れがソフト・ローかどうか、単なる合意による特約とも言えるが、すく なくとも協会に属している企業にとっては一般的に利用されているので GAFTA の会員は GAFTA の契約書式のいずれかを利用することが慣 習になっているとも考えられる。これら協会にはそれぞれの商品の世界 中のトレーダーが会員となっている。

これらの協会には次のようなものがある。

GAFTA: The Grain and Feed Trade Association¹¹

FOSFA: Federation of Oils, Seeds and Fats Association Limited¹²

The Confederation of British Wool Textiles

The Cocoa Association of London Ltd.

The London Jute Association

LME: The London Metal Exchange

The Sugar Association of London

The Timber Trade Federation of the United Kingdom

以上は、Leo D'Arcy, Carole Murray and Barbara Cleave, Schmitthoff's Export Trade, 10th ed., Sweet & Maxwell (2000) 674 によるとそれぞれ標準契約条件を出しているとのことである。FOSFA Contract No. 53 と GAFTA Contract No. 100 は、Michael Bridge, The International Sale of Goods, Oxford (1999)449 以下に掲載されている。

(2) ICC もいくつかの契約書式を発表している。

The ICC Model Commercial Agency Contract (ICC publ. 496)

The ICC Model Distributorship Contract (ICC publ. 518)

The ICC Model International Sale Contract (ICC publ. 556)

しかし、これらはかならずしも実際の貿易ではあまり利用されていない。 おそらく、統一されるには個々の取引の個性が強く、このような標準書 式によるよりも、テーラー・メードの契約書を作成することの要請が強 いからではなかろうか。

(3) 国連 ECE (Econimic Commission of Europe)及び UNCITRAL もいく

¹¹ GAFTA CONTRACT NO.100の契約書フォームは Michel Bridge, The International Sale of Goods, law and Practice, Oxford (1999),457 に掲載され ている。

¹² FOSFA CONTRACT NO. 53の契約書フォームは Michael Bridge, supra, note 6, at 449 に掲載されている。

つかの売買に関するガイドラインや契約書式を発表している。ただしこ れも、少なくとも日本関係の国際取引ではほとんど利用されていない。 Guide on international counterpurchase contracts, UNCITRAL Guide on international buy-buck contracts

Model Interchange agreement for the International commercial use of electronic data interchange

Uniform Rules on contact clauses for an agreed sum due upon failure of performances, UNCITRAL

これらも同様に統一されるには個々の取引の個性が強く、このような標 準書式によるよりも、テーラー・メードの契約書を作成することの要請 が強いために、あまり利用されないのではなかろうか。

(4) 土木を中心とした建設請負契約の標準契約書も広く利用されていてある 程度、世界のデファクト・スタンダード化したものもある。

> Red Book; Works of Civil Engineering Construction 4th Ed., FIDIC (International Federation of Consulting Engineers)¹³ (アメリカを 除く世界中で建設工事請負契約書のベースとして利用されている。) ほかにも FIDIC からは Orange Book (Conditions of Contract for Design-Build and Turnkey, 1995)、Yellow Book (Conditions of Contract for Electrical and Mechanical Works, 1992)が発表されている。¹⁴

> The ENAA model form of international contract for process plant construction¹⁵(日本のエンジニアリング振興協会作成。化学プロセス プラント用。比較的よく利用されているようである。

IChemE Contract (Institue of Chemical Engineers, Model Form of

¹³ Leo D'Arcy, Carole Murray and Barbara Cleave, Schmitthoff's Export Trade, 10th ed., Sweet & Maxwell (2000) 517 には他にも Electrical and Mechanical Work および Fixed Price Turn Key Contracts のフォームが引用さ れているが、どの程度実際に利用されているかは不明である。東芝や日立あた りに聞いてみる必要があるかもしれない。同様に、同書 519 頁には UNIDO の model form of turnkey lump sum contract フォームや世銀の資材調達契約書フ ォームが引用されているが、これもどの程度利用されているか、不明である。 同頁に引用されたイギリスの Institute of Civil Engineers 発行の The Engineering & Construction Contract や、Institute of Chemical Engineers が発行しているプロセス・プラント建設工事契約フォームは FIDIC フォームほ どではないがよく利用されているように思う。

¹⁴ Joseph A. Huse, Understanding and Negotiating Turnkey Contracts, Sweet & Maxwell (1997),x)

¹⁵ Leo D'Arcy, Carole Murray and Barbara Cleave, Schmitthoff's Export Trade, 10th ed., Sweet & Maxwell (2000) 518

Conditions of Contract for Process Plant suitable for Lump-Sum Contracs, 1991)

MFI Contract (The Joint IMechE/IEE Committee on Model Forms of General Conditions of Contract, Model Form of General Conditions of Contract MF/1, 1992)¹⁶

ECE General Conditions

No.188 General Conditions for the Supply of Plant and Machinery for Export 1953

No.188A General Conditions for the Supply and Election of Plant and Machinery for Import and Export, 1957)

No.188B Additional Clauses for Supervision of Erection of Plant and Machinery Abroad, 1963)¹⁷

The EIC (European International Contractors) turnkey contact (conditions for design and construct projects)¹⁸

国連の ECE General Conditions はあまり利用されていない¹⁹。De Ly²⁰はこ れらの書式もデファクト・スタンダードの一種として掲げる。プラント 輸出も、非常に個性の強い契約である。それにも関わらず、FIDIC や ENAA のフォームが利用され、国連のフォームはほとんど利用されない などの差はなぜできるのであろうか。プラント建設の個性の強い部分は、 特別条件 (special conditions) および技術書類として個々に作成すること とし、その共通部分のみ General Conditions としてそこを標準化しようと していることが、プラントの個性が強いにもかかわらずいくつかの標準 約款がよく利用される一つの理由であろう。

ENAA の標準約款が受け入れられたことの理由として考えられることは、 ENAA の標準約款が、プラント建設を熟知した日本のエンジニアリング 会社や重機メーカーの法務担当者によって作成されたということである。 しかも、その目的は、従来のプラント輸出フォームがエンジニア(技術

¹⁶ Huse, supra, note , at xi

¹⁷ 原寿、プラント輸出契約、現代契約法体系第8巻、有斐閣 (1983)282 頁 ¹⁸ Filip De Ly, supra, note 13, at 62

¹⁹ United Nations Economic Commissions for Europe 作成のプラント建設一 般条件である。Leo D'Arcy, Carole Murray and Barbara Cleave, Schmitthoff's Export Trade, 10th ed., Sweet & Maxwell (2000) 675

²⁰ Filip De Ly, Uniform Commercial Law and International Self-Regulation, Franco Ferrari ed., "The Unification of International Commercial Law," Nomos Verlagsgesellschaft (1998) 59 at 62

者という意味ではなく、プラント建設の施主の代理人)を中心として作 成されていたため、施主に有利な規定が多く、バランスを欠いていた。 そこで、施主と工事施工業者とのバランスの良い契約書式を作成しよう ということから始まった。²¹プラント建設のようなリスクの多い契約で は、適切なリスク配分が総コストを下げる。経験のない施主は、リスク を建設業社に一方的に押しつけようとするが、そうすると建設業者はリ スクに対する過剰防衛設計をしたり、リスク料を施工費に上乗せするか ら、結局そのコストは施主に跳ね返ってしまう。業界のニーズを的確に 把握し、業界の専門家により合理的リスク配分ができた、ということが ENAA フォームが業界から評価されている原因の一つであろう。 アメリカの建設請負契約では、AIA Contract (American Institute of

Architects, Standard Form of Agreement Between Owner and Design/Builder, Document A191, 1985)が有名であるが、アメリカ外で一般的に利用され ているということはないようである。

2.海上運送・保険関係

- a. 傭船契約書式
 - GENCON

最新のものは 94 年版。実務ではまだ古い 76 年版がかなり使われている。その理由は惰性であろう。22

BALTIME 1939

欧州の沿岸航海で利用されているようであるが、日本ではあまり使われない。

TANKERVOY 87, BPVOY, TEXACOVOY, MOBILVOY, SHELLVOY, EXXONVOY など

原油タンカーの傭船契約では、オイル・メジャーが独自の傭船契約書 フォームを持っている事が多く、力の強い顧客であるオイルメジャー のフォームを利用せざるを得ないことが多い。

NEWYORK PRODUCE

93 年版が最新であるが、これも惰性でまだ 46 年版も利用されている。 Dry Cargo によく利用される。

BEIZAI1995

²¹ 筆者は、ENAA フォームの作成作業には、アメリカに転勤するまでの最初数 ヶ月間参加した。

²² 慣れたフォームを変える必要性を感じない、新しいフォームを勉強するのが 面倒だ、などの理由による。

あまり利用されていない。

NIPPONVOY 1963

あまり利用されていない。

NANYOZAI 1997

時々南洋材の運送に使われている。

NIPPONORE

74年版が最新で使われている。

NIPPONGRAIN²³

あまり利用されていない。

BOXTIME

利用度は不明

ASBATANK VOY

Association of Ship Brokers & Agents (U.S.A.) Inc.²⁴

B/L(sold by authority of The Baltic and International Maritime Conference (BIMCO)

Congenbill, Conlinebill, Non-negotiable Waybill, Combiconbill (Conbined Transport Bill of Lading), Combiconwaybill (Conbined Transport Sea Waybill) , Multidoc (Multimodal Transport Bill of Ladint), Multiwaybill (Multimodal Transport Waybill)²⁵

これらはよく利用されている傭船契約書式の例であるが、どれもソフト・ローというほど de fact standard 化はしていない。

b. 海運関係の団体が作成した規則や書式

FIATA では次のような書式を作成している。

The 1966 FIATA Model Rules for Freight Forwarding Services

FIATA FBL - Multimodal Transport Bill of Lading

FIATA FCT - Forwarding Agents Certificate of Transport

FIATA FCR - Forwarders Certificate of Receipt

FWR - FIATA Warehouse Receipt²⁶

²³ 以上すべて日本海運集会所で入手可能

²⁴ ASBA は他にも次のような傭船契約書とその関連書類のフォームを提供して いる。AMWELSH79, AMWELSH93, ASBATIME, GENCON, LONDON FORM, NORGRAIN2000, NORGRAIN73, NOREGRAIN89, NYPE46, NYPE93, SALEFORM1993

²⁵ Jan Ramberg, International Commercial Transactions 2nd ed., ICC, Kluwer, and Norstedts Juridik (2000), 498 et seq.

²⁶ Ramberg, *supra*, note 6, 473 et seq.

CMI

CMI Uniform Rules of Sea Waybills²⁷

CMI Rules for Electronic Bills of Lading²⁸

ICC

The 1991 UNCTAD/ICC Rules for Multimodal Transport Documents (ICC publ.481)

U.S. Open form salvage agreement of Society of Maritime Arbitrators²⁹

c. 海上運送約款

海上運送契約については、標準的条件が広く一般的に利用されている。 Paramount Clause(ヘーグ・ウィスビー・ルールズ³⁰から摂取) General Average Clause(ヨーク・アントワープ・ルールズ³¹を摂取) New Jason Clause(Jason Case 1912 に由来する) Both to Blame Collision Clause Himalaya Clause(Himalaya Case 1954 に由来する) Retla Clause(錆約款、Tokyo Maline & Fire Insurance Co. v. RetIra SS. Co. [1968] A.M.C. 1742 に由来する。)

d.海上保険関係

MAR FORM(ロイズ保険証券) Institute Cargo Clause³² Institute Cargo Clause (Air) Institute War Clause Institute Strike Clause

3. 航空運送関係

²⁷ http://www.comitemaritime.org/cmidocs/rulessaway.html

²⁸ Ramberg, *supra*, note 6, 490 et seq. ;

http://www.comitemaritime.org/cmidocs/rulesebla.html

²⁹ Filip De Ly, supra note 13, at 62

³⁰ International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Bills of Lading, 1924, as amended

³¹万国海法会 (Comité Maritime Internationale)で制定された。万国海法会は 1897 年に世界の海法の統一を目的として正式発足した。最初のヨーク・アント ワープ・ルールズは 1890 年の国際法会議 (International Law Association)で 採択されている。http://www.comitemaritime.org/ ³² supra note 5

航空運送関係では IATA(International Air Transport Association)³³が中心となって多数の規則やガイドラインや解説書やマニュアルをだしている。 Conditions of contract and conditions of carriage³⁴

- 4.国際取引の決済関係・銀行関係ソフト・ロー
 - a. 信用状・取立・スタンドバイ保証状関係
 - Uniform Customs and Practice for Documentary Credits (1993), International Chamber of Commerce(ICC)は広く世界中の銀行によっ てその発行する信用状に引用されることによって de fact standard になっている。通常 UCP500 として引用されている。
 - これに関連して ICC は「荷為替信用状に基づく書類点検に関す国際標準 銀行実務(ISBP)」、ICC取立統一規則³⁵、ICC荷為替信用状に基づ く銀行間補償に関する統一規則(URR525)および ICC請求払い保 証に関する統一規則(URDG)を発表している。
 - 判決例では信用状統一規則を商慣習である、とした例がある。東京地判 昭和 62 年 5 月 2 9 日金融法務 1186 号 84 頁)
 - Uniform Rules for Demand Guarantees, ICC
 - Uniform Rules for Contract Guarantees, ICC
 - Uniform Rules for contract bonds, ICC
 - Uniform Rules for collections, ICC
 - Uniform Rules on bank-to-bank reimbursements under documentary credits, ICC
 - Uniform Rules on contract clauses for an agreed sum due upon failure of performance, UNCITRAL
 - SWIFT, General terms and conditions and the User Handbook of the Society for the World-wide Interbank Financial
 - Telecommunicaitons
 - Cedel, Handbook
 - Euroclear, Handbook
 - Code of Conduct and list of usual terms, Association Cambiste Internationale

³³ 世界の 265 の航空会社が参加している。正規メンバーは国際航空会社で、準 会員は国内航空会社である。

³⁴ http://www.iata.org/worldwide/finland/Conditions_of_Contract.htm

³⁵ Schmitthoff 前掲注1、161 によると取立規則は世界中の銀行で広く利用され ているとのことである。

Recommendations, International Primary Market Association ("IPMA")

Statutes, bylaws, rules and recommendations, International Securities Market Association ("ISMA")

Rules, International Swap Dearers Association ("ISDA")

4.その他の国際標準36

Bank of International Settlements (BIS)規制:銀行の自己資本規制、不 良債権指針³⁷

ISO9000、ISO14000³⁸ (International Standard Organization 国際標準化 機構)

International Accounting Standards Board による International Accounting Standard (IAS)

しかし、GAAP (米国 FAS: Financial Accounting Standards、IFRS: International Financial Reporting Standards) など各国に GAAP があ り、いまだ統一という段階には至っていない。

ISDA Master Agreements and Bridges, International Swaps and Derivatives Association ("ISDA")

最近は、これらの民間団体が定めた標準で世界の de fact standard になる例 がある。これは国際取引におけるソフトローの典型といえるであろう。³⁹

Guidelines for multinational enterprises, OECD (OECD 多国籍企業行動指 針)

Set of multilaterally agreed equitable principles and rules for the conduct of restrictive business practice, United Nations

中谷和弘教授はつぎのような例を挙げられる。

OECD 多国籍企業行動指針(1976, Revised in 2000),

TVALOP/CRISTAL:油濁事故の際の補償に関する合意(1995年に廃止)

³⁷ http://www.bis.org/publ/bcbs.htm

³⁶ このような私企業の集まりが合意した規範についての国際法上の問題を論じた面白い論文として、中谷和弘、企業間合意の国際法上の意義と限界、世界法学会・世界法年報、第 21 号 (2002) 38 頁がある。

³⁸ http://www.iso.ch/iso/en/iso9000-14000/index.html

³⁹ このような私的機関の作るスタンダードが de fact standard として世界の企 業を拘束する例について 2001 年頃の中谷和弘教授の優れた論文があるが identify できない。

IATA 旅客責任に関する航空企業間協定(Intercarrier Agreement on Passenger Liability)(旅客補償額の責任制限の撤廃、モントリオール条約 (2003 年発効)で責任制限撤廃が規定された。) ISOとIEC(国際電気標準会議)による国際規格策定⁴⁰ BISによる自己資本規制

5.ガイドライン

契約書や規則ではないが、国際機関や私的団体がガイドラインを設定し てそれに企業が従うことを期待する例がある。

Rules for multimodal transport documents, UNCTAD/ICC

Legal guide on international countertrade transactions, UNCITRAL

Legal guide on drawing up international contracts for the construction of industrial works, UNCITRAL

Draft international code of conduct on the transfer of technology, UNCTAD

Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy, ILO

International code on marketing of breast milk substitutes, WHO

Guidelines on privacy protection and transfer of data flow, OECD

International code of sales promotion practice, ICC

International code of advertising practice, ICC

International code of practice on direct marketing, ICC

International code on sponsorship, ICC

Bribery in business transactions, ICC

Uniform rules of conduct for interchange of trade data by teletransmission, ICC Principles of European Contract Law, Commission on European Contract Law. BOT Guide Lines, UNIDO (1996)

Code of Conduct and list of usual terms, by Association of Cambiste Internationale

Recommendations, International Primary Market Association⁴¹

Statute, Bylaws, Rules and Recommendations, International Securities

⁴⁰ 中谷教授は ISO 規格は公的な場において関係者合意の下に制定されたという 意味で de jure standard とされているという。また、TBT 協定のお墨付きを得 てそのまま国家規格となるという意味でも de jure standard として確立したも のといえるとしている。中谷前掲 44 頁

⁴¹ Filip De Ly, supra note 13, at 62

Association ("ISMA")⁴²

5.国際取引とモデル・ロー

UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法⁴³ UNCITRAL 国際商事調停モデル法⁴⁴ ユニドロワ、フランチャイズ開示義務モデル法⁴⁵ UNCITRAL 国際倒産モデル法 日本でも、これを参考に外国倒産処理手続の承認援助に関する法律が平 2001 年に施行されており、アメリカでも 2005 年にこのモデル法を取 り入れた Bankruptcy Code Ch. 15 の新設が議会で承認された。⁴⁶ UNCITRAL Model Law on International Credit Transfer UNCITRAL Model Law on Electronic Signature⁴⁷ UNCITRAL Model Law on Electronic Commercd⁴⁸

http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/1985Model_ar bitration_status.html によると、つぎの各国がこのモデル法に基づいて立法を 行っているとのことである。Australia, Azerbaijan, Bahrain, Bangladesh, Belarus, Bermuda, Bulgaria, Canada, Chile, in China: Hong Kong Special Administrative Region, Macau Special Administrative Region; Croatia, Cyprus, Egypt, Germany, Greece, Guatemala, Hungary, India, Iran (Islamic Republic of), Ireland, Japan, Jordan, Kenya, Lithuania, Madagascar, Malta, Mexico, New Zealand, Nigeria, Oman, Paraguay, Peru, the Philippines, Republic of Korea, Russian Federation, Singapore, Spain, Sri Lanka, Thailand, Tunisia, Ukraine, within the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland: Scotland; in Bermuda, overseas territory of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland; within the United States of America: California, Connecticut, Illinois, Oregon and Texas; Zambia, and Zimbabwe

⁴⁴ 三木浩一、UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説(1~9) NBL
 764, p46~54

45 小塚荘一郎、ユニドロワのフランチャイズ開示義務モデル法(上)(下)、国際商事法務、30巻9号(2002)1189、30巻10号(2002 1367 46

<u>http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/insolvency/1997Model_sta</u> <u>tus.html</u>によると、次の各国がこのモデル法に基づいた立法を行っているとの ことである。British Virgin Islands, overseas territory of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (2005), Eritrea, Japan (2000), Mexico (2000), Poland, Romania (2003), South Africa (2000), and within Serbia and Montenegro, Montenegro (2002), United States of America (2005)

47 UNCITRAL によるとタイとメキシコがこれにもとづいた立法をしている。 48

http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/electronic_commerce/1996

⁴² ditto

⁴³

- UNCITRAL Model Law on Procurement of Goods, Construction and Services, with Guide to Enactment⁴⁹
- UNCITRAL Model Law on Procurement of Goods and Construction これは、上記のモデル・ローの中で物品と建設の調達に限定して立法 を望む国のためのものである。
- OECD モデル租税条約(Model Tax Convention on Income and Capital) 二国間条約のモデル法として珍しい。しかも、かなりの成功を収めて いる。
- 6.その他

UNCITRAL 仲裁規則

これは仲裁契約の中に引用することによって契約当事者が仲裁の手続 きを取り決めることを容易にしているほか、日本商事仲裁協会のような 仲裁機関がこの UNCITRAL 仲裁規則にしたがった仲裁手続きの管理 業務を提供することとしてその利用の便を図っている。手続法の規則に よるソフト・ローの例である。

UNCITRAL 調停規則

UNCITRAL 仲裁規則と同様の性質を持つものである。

三.まとめ

国際機関や国際民間団体が作成した規則、基準、ガイドライン、モデル法(以下「規則等」という)のなかで、ソフト・ローとして関係者からより支持され るものと、あまり支持されないものがあるが、その原因はなにか。

いまだ研究途中で試論ではあるが、つぎのようなことが言えるのではないか、 と考えている。

業界団体の強い要求に基づいて作成された規則等は支持が強い。 業界団体のまとまりが強い場合には、それだけその団体が作成した規則等

<u>Model status.html</u> にによれば、次の国々がこれに基づいた立法を行っている。 Australia (1999), Colombia* (1999), Dominican Republic* (2002), Ecuador* (2002), France (2000), India* (2000), Ireland (2000), Jordan (2001), Mauritius (2000), Mexico (2000), New Zealand (2002), Pakistan (2002), Panama* (2001), Philippines (2000), Republic of Korea (1999), Singapore (1998), Slovenia (2000), South Africa* (2002), Thailand (2002) and Venezuela (2001)

<u>http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/procurement_infrastructu</u> <u>re/1994Model_status.html</u>によれば、次の国々がこれに基づいた立法を行って

いる。Albania, Azerbaijan, Croatia, Estonia, Gambia (2001), Kazakhstan, Kenya, Kyrgyzstan, Malawi (2003), Mauritius, Mongolia, Poland, Republic of Moldova, Romania, Slovakia, Tanzania, Uganda, and Uzbekistan

⁴⁹

も支持されている。50

国際機関が需要を予測して作成した規則等には支持の少ないものが多い。 もちろん、予測が当たった規則等は強く支持されている。⁵¹

ISO9000 や ISO14000 のように、それに従うことが市場によって要求され るような規則等は支持が強い。市場や国際世論のようなソフトな圧力が ソフト・ローを遵守することの大きな力となる。

規則等の内容の競争が生まれ、内容のよいものがそれだけ強く支持される。 たとえば、契約書式についてはこのことがより強く言える。

以上

⁵⁰ Filip De Ly は商事の世界では団体組織が進んでいることが法の統一が他の 法分野に比較して進んでいる理由としている。Filip De Ly, supra, note 3, at 72 51 Filip De Ly は、公的機関が法の統一を行う上での次ぎのような問題点を指摘 政府代表が参加すると国益を主張しがちになる。 している。 公的機関が意 思決定に参加することで、意思決定過程の透明性が低くなりがちである。 等 質性(homogenuity)の欠如により合意形成過程が複雑化する。 公的機関の 恒久的職員の国籍がメンバー国を平等に反映すべく考慮して選任される傾向が ある。しかし、ある程度の期間が経過すると彼等は出身国の国益より、機関の 利益あるいは目的を優先するようになる。
公的機関の手続は多かれ少なかれ 官僚的である。逆に、業界団体の問題は、偏頗性がある場合があること、 活動対象が断片的である。 透明性が低い。 統一的解釈と適用が確保できな い。この点は公共機関による統一法であれ私的団体による統一法であれ同じ問 題があるが、私的団体によるものの方がその実際の適用の情報(判例など)の 公表努力が少ないことにより問題は深刻であるという。Filip De Ly, supra, note 3. at 78